

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社 IEM（以下「甲」という。）と過半数従業員代表者（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第 1 条 本協定は、派遣先で「その他の施設機械設備操作・建設機械運転の職業」の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される可能性があることから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

- 第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、役職手当、職務手当、交代勤務手当、資格手当、特殊勤務手当（放射線区域内勤務）、ISO 手当、調整手当、通勤手当、皆勤手当、時間外手当、深夜手当、とする。

（賃金の決定方法）

- 第 3 条 対象従業員の基本給及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 の「※ 1」の対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する地域指数を乗じたものとする。
- （1）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 6 年 8 月 27 日職発 0827 第 1 号「令和 7 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計」（厚生労働省）の「その他の施設機械設備操作・建設機械運転の職業」とする。
- （2）通勤手当については、基本給及び手当とは分離し実費支給とし、第 6 条のとおりとする。
- （3）地域調整については、東京都、兵庫県、大阪府、愛知県、広島県、千葉県、埼玉県、栃木県の就業地で派遣就業を行うことから、通達別添 3 に定める東京、兵庫、大阪、愛知、広島、千葉、埼玉、栃木の指数を使うものとする。
- （4）退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第 3 の 4 に定める合算により比較する方法とし、当該額を別表 1 の「1」に定める額に対象従業員が勤務する派遣先事業所の所在地に対応する地域指数を乗じ、さらに 5% を乗じた額（1 円未満の端数切り上げ）とする。
- 定年後の有期雇用者については比較外とする。

第 4 条 対象従業員の基本給及び手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

- （1）別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- （2）別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
- A ランク：0 年
- B ランク：3 年
- C ランク：10 年

(3) 対象従業員の基本給及び手当については、別表2の賃金表に、対象従業員が勤務する派遣先事業所の所在地に対応する地域係数を乗じたものとする。

2 甲は、第8条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の0.5～3%の範囲で昇給することとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則給与規定第29条から第30条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である従業員以外の従業員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる。）が片道2km未満であるものを除く。

第7条 対象従業員に対して別表1の一般基本給・手当の額の5%の額を前払い退職金として支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第8条 基本給の決定は、対象従業員の継続勤務（1月1日より12月31日までの前年度1年間の勤務）に対し、別表2に記載された職務内容及び評価基準をもとに決定する。

手当の決定は、社員就業規則給与規定第20条～30条に基づき決定するものとする。

（役職手当、職務手当、資格手当）

（賃金以外の待遇）

第9条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生、その他の賃金以外の待遇については正社員との間で不合理な待遇差が生じることとならないようにする。

（教育訓練）

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社IEMキャリア形成支援制度」に従って、着実に実施する。

（その他）

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める対象従業員の賃金の額を基礎として、対象従業員の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

本件は、令和7年3月31日に締結された労使協定を修正し、上記有効期間に遡って適用する。

令和8年1月19日

甲 代表取締役 角野 修一

乙 過半数従業員代表者 池添 杏樹